

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 2 号
件 名	地方自治法第100条第19項に背いた図書室管理者（藤田隆議長）と新潟市議会図書室規程第4条の改正の必要性について
要 旨	<p>「新潟東港横土居地域対策協議会」は公益性のない負担金事業であるものと証拠資料を提示して議会監視の履行を求め、平成22年9月から現在に至り4度にわたり新潟市議会に対して陳情を行った経験から、総務常任委員等の新潟市議会議員の多数議員には、議会の責務である立法、財政に次ぐ「執行行為に対する監視」の重要任務を知らないものと確信するに至った。</p> <p>新潟市議会図書室には議員自身が調査研究に資することを目的に約2,500冊の蔵書を有しているが、その中から執行機関に対する監視が重要任務であることを書した専門書を探し、それを議会議員に教示すべく議会図書の見学を求め、議会図書室の管理者である藤田隆新潟市議会議長に要望した。</p> <p>市民の図書室利用に対する新潟市議会図書室管理者藤田隆議長の返答は、「新潟市議会図書室規程第4条」に規定される図書室利用可能者は「議員、市職員、議会関係者に限られているから一市民に利用させることはできない」との返答を受けた。</p> <p>さらに、図書室の利用目的と利用要求の正当性について、A、陳情に係る専門書の閲覧確認事項は議会に関連するものである。B、地方自治法第100条第19項「図書室は、一般にこれを利用させることができる」等の根拠を示して、新潟市議会図書室規程第4条は無効であることを主張して理解を求めたが、図書室管理者藤田隆議長の協力は得られなかった。</p> <p>前記Bの法規定は新潟市議会図書室規程第4条に優先する。 前記Aは議会に係る陳情事件の調査が目的である。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成23年9月14日 議会運営委員会
受 理	平成23年9月9日 第285号

以上から、陳情者の議会図書室の利用要望を拒否するに正当な理由はない。

したが、議会図書室管理者藤田隆議長の判断は誤りである。

「新潟市議会図書室規程第4条」は地方自治法第100条第19項に違背するから改正が必要である。

改正には当然、議会議員の利用を妨げないために、一般利用者への一定利用条件を付与することは必要と思慮する。

近年の図書室支出額は、平成20年度金319万円、平成21年度金320万円、平成22年度金192万円である。

それら図書室費から購入した図書には、「火宅の人」壇一雄、「洒落た関係」青木雨彦、「不毛地帯」(全巻)山崎豊子、「樹氷」五木寛之、「恋文」連城三紀彦、「女人果」「悪霊」「完全犯罪」「屍体75歩にて死す」小栗虫太郎、「峠の群像」堺屋太一、「中年からの山歩き入門」栗林一路、「釣具使い方百科」本間貞治、「野外生活全ガイド」寺下正康、「相撲50年」相馬基、「On Boxing」Jキャロル、「明解 大竹囲碁講座」大竹英雄等その他多数の娯楽書の購入記録が認められる。

地方自治法第100条第18項が定める図書室設置の目的「議員の調査研究に資するため」に照らし、新潟市議会のそれら図書購入は用途に反することが明らかである。

議員が娯楽サロンの意識で使用している実態が容易に想像されるが、地方議会議員にそのような特権は存在しない。

また、法の趣旨に反した議会運営を批判する市民の指摘を無視する横暴は許されず、市議会議員だからと言って市民に対する特権は何もない。

議員報酬等金1,200万円に値し尊敬される仕事は法令遵守が基本原則である。